

議案第42号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 目 的

定年前再任用短時間勤務職員^{※1}及び暫定再任用職員^{※2}について、長期継続雇用を前提として支給する生活関連手当及び人材確保の観点から設けられている手当については支給しないこととされてきましたが、近年、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高年齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきていることを踏まえ、住居手当の支給対象とします。

※1 定年前再任用短時間勤務職員とは、定年の段階的な引上げに伴い、60歳に達した日以後、定年前に退職し、短時間勤務の職で再任用された職員をいいます。

※2 暫定再任用職員とは、定年が段階的に引き上げられる経過期間中に定年退職し、65歳までを限度として再任用された職員をいいます。

2 改正内容

住居手当の支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当（月額8,300円）を支給します。

3 施行期日

令和7年4月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
（前略） （扶養手当についての適用除外） 第三十二条の二 第十一条及び第十二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 （後略） 付則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 （港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） 2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。 付則第九項中「第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。	（前略） （扶養手当及び住居手当についての適用除外） 第三十二条の二 第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 （後略）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十八号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
（前略） 付 則 1～8 （略） 9 改正後の条例第十一条及び第十二条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略） 付 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。 （港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） 2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。 付則第九項中「第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。	（前略） 付 則 1～8 （略） 9 改正後の条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略）